

保護者各位

枚方市学校園安全共済会からのご案内

平素より、枚方市学校園安全共済会にご理解ご協力を賜りありがとうございます。
枚方市学校園安全共済会は、保護者からの会費で運営されており、枚方市立の小・中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、必要な給付を行う受益者負担の互助共済制度です。

当共済会は、設立当初より「各学校園のPTA」を会員としておりましたので、PTA会員でなければ共済制度に基づく給付を受けることができませんでした。

しかし、4月15日に開催いたしました総会において、当共済会の「会則に関する改定案」が承認され、令和5年度の事業年度より「市立学校園に在籍する園児・児童・生徒をもつ保護者が入会資格を有する組織」に改定されました。

会則改定により、当共済会への入会を希望される方は「入会届の提出」および「会費の納入」を行っていただくこととなりますが、本年度は事業年度途中での会則変更となりますので、下記の特例対応をさせていただきます。

【令和5年度のみの特例対応】

- (1) 令和5年度において各学校園のPTAに加入している保護者
→自動的に令和5年度の当共済会会員となります（入会届の提出は不要です）
- (2) 令和5年度において各学校園のPTAに非加入の保護者
→学校園経由で、当共済会の入会に関する案内書をお届けいたします
「入会届」を各学校園に提出いただいた時点から、令和5年度の当共済会会員となります（提出期限は令和5年6月末です）

年間の会費は、令和5年度より園児1名につき100円、児童生徒1名につき250円となります。会費納入の詳細については、各学校園を通して別途お知らせいたします。

なお、『令和5年度にPTAに加入しているが、枚方市学校園安全共済会には加入しない』という保護者の方は、各学校園にお申し出ください。自動的に当共済会の会員となっておりますが、別途お渡しする退会届を令和5年6月末までにご提出いただくことで退会となり、会費の納入義務は生じません。

令和6年度からは全保護者の皆様に参加の意思確認をさせていただく予定です。
上記はあくまでも令和5年度のみの特例対応です。ご了承の程よろしくお願いいたします。

お問合せ先：枚方市学校園安全共済会事務局（枚方市車塚1-1-1 輝きプラザ4階）

anzenkyousaikai-contact@yahoo.co.jp